

課外活動団体 御中

神奈川大学
学生生活支援部

【重要】本学学生等の新型コロナウイルス感染急拡大に伴う課外活動の自粛期間の延長について

新型コロナウイルスのオミクロン株による感染拡大「第6波」は依然として猛威を振るっています。本学の感染状況（学生と教職員）は報告があっただけでも、2月1日～2月15日までの間、感染者は75人、濃厚接触者は119人を数えております。この時期「追い出しコンパ」や「卒業旅行」による感染報告も入ってきており、本学においては顕著な減少傾向は見られませんし、いまだ検査や医療体制はひっ迫した状況です。

この状況を鑑み、本学に関係するすべての皆様の健康と安全を第一に考え、2月20日（日）までの課外活動自粛期間を3月6日（日）まで延長することといたしました。ただし、状況を鑑み解除または延長されることがあります。 自粛要請期間中は、オンライン・自主練習・創作活動等、接触を伴わない活動を行っていただきますようお願いいたします。

なお、直近に公式戦が予定されている等の特別な理由により活動を実施する必要がある場合、今までに誓約書を提出し活動許可を得ている団体については、感染防止に最大限配慮し、活動を継続して構いません。新規に活動を始める課外活動団体については、次の許可条件2. に示す誓約書を、所属キャンパス学生課に申請してください。

本学も引き続き感染防止対策に取り組んでいきますので、学生の皆様においても、これまで以上に日常生活に注意して行動を自粛する等、感染予防により一層の意識を持ってください。

記

●自粛要請対象団体

公認団体・準公認団体／公認サークル

※重点強化部については、アスレチック Departメントの指示に従ってください。

●自粛期間

・2月2日（水）～~~2月20日（日）~~ **3月6日（日）まで延長**

●特別な理由により活動する必要がある場合

・許可対象団体

公認団体・準公認団体 ※公認サークルは除く

・許可条件

1. 活動再開の必要性が高いと団体内で判断された場合
2. 活動再開にあたっての「誓約書」を学生代表より提出すること
※すでに誓約書を提出し活動許可を得ている団体を除く
3. 感染拡大防止に最大限配慮し、大学が示す「感染拡大防止ガイドライン」を遵守すること
4. 活動期間中、1週間単位で「活動報告書」（体調不良者の有無を含む）を提出すること

以上

《本件に関するお問い合わせ先》

横浜キャンパス : kuykagai-ml@kanagawa-u.ac.jp
湘南ひらつかキャンパス : kukagai-shc@kanagawa-u.ac.jp
みなとみならいキャンパス : kagai-mmc@kanagawa-u.ac.jp